

令和6年 承認第2号

臨時代理の承認について

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下「事務委任規則」という）第3条により別紙のとおり臨時代理したので、事務委任規則第4条により報告し、承認を求める。

令和6年4月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

所管するみよし市カヌー協会が令和6年3月28日に法人格を取得したことにより、当協会の事務を執行する必要がなくなったため事務分掌の見直しを行う。また、新たに担当する事務が発生したことに伴い、規則の改正を必要とするが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和6年3月29日

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

- 【趣 旨】 1 所管するみよし市カヌー協会が令和6年3月28日の臨時総会において協会解散の議案が承認されたことにより、協会の事務を執行する必要がなくなったため事務分掌の見直しを行う。
- 2 新たに担当する事務が発生したことに伴う必要な改正を行う。

- 【内 容】 1 所管する団体から「カヌー協会」を削除する。(第11号)
- 2 担当する事務に「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に関すること。」を追加する。(14号)
- 3 担当する事務に「中学校部活動の地域移行に関すること。」を追加する。(15号)

【施行期日】 令和6年4月1日

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和 57 年三好町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育部スポーツ課の項第 11 号中「、カヌー協会」を削り、同項に次の 2 号を加える。

(14) 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に関する事。

(15) 中学校部活動の地域移行に関する事。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌) 第4条 前2条に規定する部及び課における事務分掌は、別表のとおりとする。 別表 (第4条関係) 教育部 学校教育課 略 スポーツ課 (1)～(10) 略 (11) スポーツ協会及びウオーキング協会に關すること。 (12)及び(13) 略 (14) 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に關すること。 (15) 中学校部活動の地域移行に關すること。	(事務分掌) 第4条 前2条に規定する部及び課における事務分掌は、別表のとおりとする。 別表 (第4条関係) 教育部 学校教育課 略 スポーツ課 (1)～(10) 略 (11) スポーツ協会、カヌー協会及びウオーキング協会に關すること。 (12)及び(13) 略